

*整理番号 0 4 - 3 8 9

区政情報開示等決定通知書

4 足都鉄収第1311号
令和5年2月7日

半 沢 一 宣 様

足立区長
近藤 弥生



令和5年1月25日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

請求の内容	2022 (令和4) 年に足立区と警察 (竹の塚警察署または警視庁本庁) が、竹ノ塚駅南側の伊勢崎線第37号踏切跡の東詰において、歩行者や自転車や車いすの人など (以下「歩行者等」という。) が区道足立2号線 (通称・赤山街道) を横断できなくする措置を取る旨を合意した、その合意内容を記したとされる書面 (2022 (令和4) 年10月13日に開かれた足立区議会交通網・都市基盤整備調査特別委員会の閉会後に、足立区都市建設部鉄道関連事業担当課長が、上記の書面が存在する旨を、請求者に明言しています)
区政情報の件名	赤山街道を横断できなくする措置を取る旨を合意した、その合意内容を記したとされる書面
決定の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 全部開示 (開示の日時、開示の場所のとおり) <input type="checkbox"/> 一部開示 (開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり) <input type="checkbox"/> 全部非開示 (開示に応じられない理由・部分のとおり) <input type="checkbox"/> 不存在 (開示に応じられない理由・部分のとおり) <input type="checkbox"/> 存否非開示 (開示に応じられない理由・部分のとおり)
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
開示の日時	年 月 日 () 時から 時まで
開示の場所	① . 区政情報課 . 2. その他 ()
開示に応じられない理由・部分	
*開示できる予定のある場合	年 月 日以降であれば、当該区政情報の (全部・一部) を開示することができます。
担当課	所属 都市建設部 鉄道立体推進室 鉄道関連事業課 電話 (3880) 5937 内線2531

○ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

○ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として (訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます (なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁

決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(注意)

1. 区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。
2. 指定された区政情報の開示の日時に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。
3. 区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。
4. 足立区情報公開条例第13条第2項及び第3項の規定により、この通知があった日から90日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。